

令和4年度 通関士本試験

通 関 業 法

解答・解説

※この解答は、令和4年7月1日施行法令に基づき作成しています。

〈令和4年度 通関業法 解答&難易度〉

《配点》

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第10問（各2点）	10点
択一式		第11問～第20問（各1点）	10点
合計			45点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	通関業の許可及び営業所の新設	イ	⑬	A
		ロ	⑧	
		ハ	⑪	
		ニ	⑭	
		ホ	④	
第2問	通関業の許可の消滅	イ	⑫	A
		ロ	①	
		ハ	⑭	
		ニ	⑦	
		ホ	②	
第3問	変更等の届出	イ	②	A
		ロ	⑭	
		ハ	⑨	
		ニ	⑩	
		ホ	④	
第4問	通関士の審査等	イ	②	A
		ロ	④	
		ハ	⑪	
		ニ	⑨	
		ホ	⑩	
第5問	財務大臣の確認	イ	⑤	B
		ロ	⑦	
		ハ	⑨	
		ニ	①	
		ホ	⑬	

【選択式】複数選択式：2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	通関業務及び関連業務	1, 2, 4	A
第7問	通関業の許可に基づく地位の承継	1, 3, 4	A
第8問	通関業者の義務	2, 4	B
第9問	記帳, 届出, 報告等	2, 3, 4	B
第10問	業務改善命令, 監督処分及び懲戒処分	4, 5	A

【択一式】1点×10問

問	項 目	正 解	ランク
第11問	通関業務及び関連業務	3	A
第12問	営業所の新設	4	A
第13問	通関業の許可の欠格事由	4	B
第14問	通関士の設置	1	A
第15問	更正に関する意見の聴取及び検査の通知	2	A
第16問	通関業者等の義務	1	B
第17問	記帳, 届出, 報告等	0	A
第18問	通関士の資格の得喪	3	B
第19問	業務改善命令, 監督処分及び懲戒処分	5	A
第20問	罰則	3	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー⑬ ロー⑧ ハー⑪ ニー⑭ ホー④

（業法4条2項，施行規則1条4号，5号，6号，通達8-2(3)，3-1）

第2問 正解 イー⑫ ロー① ハー⑭ ニー⑦ ホー②

（業法10条1項1号，3号，4号，10条3項）

第3問 正解 イー② ロー⑭ ハー⑨ ニー⑩ ホー④

（業法12条，4条1項1号，2号，3号，5号）

第4問 正解 イー② ロー④ ハー⑪ ニー⑨ ホー⑩

（業法14条，施行令6条1号，3号，業法2条1号イ(二)，通達14-1）

第5問 正解 イー⑤ ロー⑦ ハー⑨ ニー① ホー⑬

（業法31条1項，2項2号，6条4号イ，31条2項3号イ）

（複数選択式）

第6問 正解 1, 2, 4

- 1 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする保税地域にある外国貨物の見本の一時持出しに係る許可の申請は、**関連業務**である（業法7条参照）。
- 2 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属の教示の求めは、**関連業務**である（7条参照）。
- 3 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする特定輸出者の承認の申請は、**通関業務**である（2条1号イ（1）（五））。
- 4 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする保税蔵置場の許可の申請は、**関連業務**である（7条参照）。
- 5 × 他人の依頼によってする不服申立て書の作成は**通関業務**である（2条1号ロ）。

第7問 正解 1, 3, 4

- 1 ○ 通関業者について**通関業を承継させる分割**があった場合において、**あらかじめ財務大臣の承認**を受けたときは、分割により通関業を承継した法人は当該分割をした法人の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる（業法11条の2第4項）。
- 2 × 通関業者が**通関業を譲り渡した**場合において、その通関業を譲り受けた者は、**あらかじめ財務大臣の承認**を受けたときは、当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる（業法11条の2第4項）。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業者について合併があった場合において、その合併後存続する法人が**通関業法第5条各号（許可の基準）のいずれかに適合しないときは**、通関業の許可に基づく**地位の承継の承認をしないものとする**（業法11条の2第5項）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関業の許可に基づく地位の**承継の承認をするに際しては**、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可に付された**条件を取り消すことができる**（業法11条の2第6項）。
- 5 × 財務大臣は、通関業の許可に基づく地位の**承継の承認をするに際しては**、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可について**新たに条件を付することができる**（業法11条の2第6項）。

第8問 正解 2, 4

- 1 × 通関業者は、通関業務及び関連業務の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならないが、それらの額を定めて財務大臣に届ける義務は課せられていない（業法18条参照）。
- 2 ○ 通関業者は、通関業務及び関連業務の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない（18条）。
なお、掲示する料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えない（基本通達18-1）。
- 3 × 通関業者が通関業以外の事業を営む場合に、当該事業を営むことについて財務大臣の認可を受ける義務は課せられていない。
この場合、財務大臣に対する変更の届出は必要である（業法12条1号）。
- 4 ○ 通関業法20条の規定に違反して、通関業者の信用又は品位を害するような行為をした通関業者の当該行為については、監督処分の対象とされている（34条1項1号）。
- 5 × 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させてはならない（17条）。

第9問 正解 2, 3, 4

- 1 × 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）に異動があった場合には、その異動の内容について**異動のつど**、財務大臣に届け出なければならない（業法22条2項、施行令9条1項）。
- 2 ○ 通関業法22条2項に規定する通関業務の**従業者**とは、通関業者において通関業務に携わる従業者全員をいい、当該**通関業者に所属しているものの通関業務に参与していない者**（例えば経理事務や施設管理のための庶務作業のみを行う者等）については、**含まない（基本通達22-1(3)）**。
- 3 ○ 法人である通関業者が財務大臣に提出する**定期報告書**には、報告期間に係る事業年度の**貸借対照表及び損益計算書**を添付しなければならない（施行令10条2項）。
- 4 ○ 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類をそれぞれその閉鎖の日又は**作成の日後3年間保存**しなければならない（業法22条1項、施行令8条3項）。
- 5 × 帳簿については**帳簿**の閉鎖の日後3年間保存しなければならない（業法22条1項、施行令8条3項）。**営業所の閉鎖の日後ではない**。

第10問 正解 4, 5

- 1 × 財務大臣が通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときに審査委員の意見を聴かなければならない旨の**規定はない**。
- 2 × 通関士に対する懲戒処分として戒告の処分を受けた日から2年を経過しない者は、通関士となることができないという**規定はない**。
- 3 × **何人も**、通関業者に監督処分の事由となるべき法令違反の事実があったものとして、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる（業法36条）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関業者に対する**監督処分**をしたとき又は通関士に対する**懲戒処分**をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（34条2項、35条2項）。
- 5 ○ 財務大臣は、通関業者通関業法3条2項の規定により通関業の許可に付された条件に違反したときは、その通関業者に対し、**1年以内の期間**を定めて通関業務の**全部若しくは一部の停止**を命じ、又は**許可の取消し**をすることができる（34条1項1号）。

【択一式】

第11問 正解 3

- 1 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする輸入の許可後に行われる**関税の確定及び納付**に関する手続は、**通関業務**である（業法2条1号イ(1)、基本通達2-2(2)）。
- 2 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法95条2項の規定による**税関事務管理人を定めた時の届出**は**関連業務**である。
- 3 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする輸出の許可後に行われる当該許可の内容を変更するための**船名、数量等変更申請手続**は**通関業務**である（通達2-2(2)）。
- 4 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法69条の13第1項の規定による、商標権者が自己の商標権を侵害すると認める貨物に関し、当該貨物が輸入されようとする場合に当該貨物について税関長が**認定手続きを執るべきことの申立て手続**は**関連業務**である。
- 5 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理して輸出申告をする場合において、他人の依頼に応じ、当該**輸出申告の前**に行われるその輸出に関して必要とされる**外国為替及び外国貿易法の規定**に基づく経済産業大臣の輸出の許可の申請は**関連業務**である（通達7-1(1)千）。

第12問 正解 4

- 1 ○ 財務大臣は、通関業務を行う営業所の新設の許可をしようとするときは、許可申請に係る通関業の**経営の基礎**が確実であるかどうかを**審査することを要しない**（業法8条2項、5条2号、3号）。
- 2 ○ 財務大臣は、通関業務を行う営業所の新設の許可をしようとするときは、許可申請者が**十分な社会的信用**を有するかどうかを**審査しなければならない**（業法8条2項、5条2号）。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業務を行う営業所の新設の許可をしようとするときは、許可申請に係る通関業を営む営業所につき、**通関業法13条の要件を備えること**となっているかどうかを**審査しなければならない**。この「通関業法13条の要件を備えることとなっている」とは、許可申請の際、通関士試験合格者を**現に雇用**しているか、又は通関士試験合格者を雇用することが**雇用契約等により確実**と認められる場合をいい、**単なる見通しは含まれないこと**とされている（業法8条2項、5条3号、通達5-4）。
- 4 × 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、在宅勤務の場所の住所及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「**在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書**」により**申し出させることとする**。**営業所の新設に係る手続（許可申請）は不要である**（通達8-4）。
- 5 ○ 通関業者の通関士その他の通関業務の従業者が使用する施設等については、**職員が常駐せず、単に連絡、簡単な書類の訂正、待機等のために使用されているものは通関業法8条に規定する通関業務を行う営業所には該当しない**（8-1）。

第13問 正解 4

- 1 × 関税法111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者で、その**刑の執行が終わった日から3年を経過したものは、通関業の許可を受けることができる**。本肢の場合、**3年以上（5年）経過している**ので、許可を受けることができる（業法6条4号イ）。
- 2 × 破産手続開始の決定を受けて**復権を得た者**は、通関業の許可を受けることができる（6条2号）。
- 3 × 通関業法、関税法又は国税若しくは地方税に関する法律**以外の法律**の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができる。
- 4 ○ **公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から2年を経過しないものは通関業の許可を受けることができない**（6条9号）。
法6条9号（欠格事由）に規定する「公務員」には、国家公務員及び地方公務員のほか、**法令（例えば、日本銀行法等）の規定により公務に従事する職員とみなされる者を含む**（通達6-4）。
- 5 × 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）**以外の従業者**のうちに、通関業法35条1項（通関士に対する懲戒処分）の規定により通関業務に従事することを禁止された者があるものは、通関業の許可を受けることができる（業法6条10号、8号参照）。

第14問 正解 1

- 1 ○ 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その通関業務を行う営業所ごとに、通関業務に係る**貨物の数量及び種類並びに通関士の審査を要する通関書類の数、種類及び内容**に応じて**必要な員数の通関士を置かなければならない**（業法13条、施行令5条）。
- 2 × 通関業者は、通関業務を行う営業所の新設の許可に条件が付されていない場合には、当該営業所に専任の通関士を置かなければならない旨の**規定はない**。
- 3 × 通関業者は、通関業務を行う営業所の新設の**許可の条件**として、その取り扱う通関手続に係る貨物が**コンテナー及びその修理用部分品のみ**に限られている場合には、当該営業所に**通関士を置くことを要しない**（業法13条、通達13-1）。
- 4 × 通関業者は、通関業務を行う営業所における通関業務の量からみて当該営業所に通関士を置く必要がないものとして財務大臣の承認を受けた場合には、当該営業所に通関士を置くことを要しない旨の**規定はない**。
- 5 × 通関業者は、通関業務を行う営業所の新設の許可に条件が付されている場合には、当該営業所に通関士を置くことはできない旨の**規定はない**。

第15問 正解 2

- 1 × 通関業法15条（更正に関する意見の聴取）に規定する増額更正に関する意見の聴取は、通関士が設置されている場合にあっては、**原則として通関士から行**い、その他の場合にあっては、**営業所の責任者又はこれに準ずる者から行**う（通達15-1）。
- 2 ○ 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所属又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該関税の額の増加が計算又は**転記の誤り**その他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものである場合は、意見を述べる機会を与える**必要がない**（業法15条）。
- 3 × 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に以下に掲げる検査をさせるときは当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該**通関業者に通知**しなければならない（業法16条、施行令7条）。
 - ① 輸出入貨物の検査
 - ② 積戻し貨物の検査
 - ③ 保税蔵置場に置く貨物の検査
 - ④ 保税工場に置く貨物の検査
 - ⑤ 総合保税地域に置く貨物の検査
 - ⑥ 保税展示場に入れられる貨物の検査本肢は**⑥に該当し、通知の対象**である。
- 4 × 選択肢3の記載のとおり、本肢は肢3の**④に該当し、通知の対象**である。
- 5 × 本肢は肢3の**②に該当し、通知の対象**である。

第16問 正解 1

- 1 × 通関業法18条の規定により通関業者が営業所に掲示する料金表には、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に**割増又は割引**が生じる場合等についてはその**適用がある旨**を、料金の額に含まれない**実費**を別途請求する場合についてはその旨を記載しなければならないこととされている（業法基本通達18-1）。
- 2 ○ 通関業者（法人である場合には、その役員）及び**通関士**その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た**秘密**を他に漏らし、又は**盗用してはならない**（業法19条）。
「通関業務に関して知り得た秘密」とは、通関業務を行うに当たって依頼者の陳述又は文書等から知り得た事実で一般に知られておらず、かつ、知られないことにつき、依頼者又はその関係者に**利益があると客観的に認められるもの**をいう（基本通達19-1（2））。
- 3 ○ 通関業者（法人である場合には、その役員）及び**通関士**その他の通関業務の従業者は、**正当な理由がなくて**、通関業務に関して知り得た**秘密**を他に漏らし、又は**盗用してはならない**（業法19条）。
「正当な理由がある場合」とは、次のような場合をいう（基本通達19-1（1））。
イ 依頼者の許諾がある場合
ロ 法令に規定する証人、鑑定人等として裁判所において陳述する場合
ハ その他法令に基づく求めに応じて陳述する場合
- 4 ○ 通関業者（法人である場合には、その役員）及び**通関士**その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た**秘密**を他に漏らし、又は**盗用してはならない**（業法19条）。
- 5 ○ 通関士は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない（33条）。通関業法33条（名義貸しの禁止）に規定する「その名義を他人に通関業務のために使用させる」とは、次のような場合をいう（基本通達33-1））。
（1）**通関士が自ら通関書類の審査を行うことなく他人に自己の記名をさせる場合**
（2）法32条1号（通関士の資格の喪失）の規定に該当し、通関士でなくなった者で異動の届出のない者が、通関書類に通関士としての自己の記名をさせる場合

第17問 正解 O

- 1 ○ 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（関連業務を含む。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない（業法22条1項）。
- 通関業法22条1項（記帳、届出、報告等）の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類（以下この項において「帳簿等」という。）を**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成又は保存する場合の取扱い、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定によるものとする。なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする（基本通達22-2）。
- 2 ○ 通関業法22条1項に規定する通関業務に関する書類は、次に掲げる書類とする（施行令8条2項）。
- (1) 通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写し
 - (2) 通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類
 - (3) **通関業務に関する料金の受領を証する書類の写し**
- 3 ○ 通関業者が通関業務に関し、税関官署に提出した輸出**申告書の写し**を保存するに当たっては、輸出申告に係る**許可書の写し**を当該輸出申告書の**写しに準ずる書類**として取り扱って差し支えない（基本通達22-1(2)）。
- 4 ○ 上述の選択肢2の(1)にある通り、**財務大臣に提出した不服申立書の写し**は、通関業者が**保存しなければならない書類**に該当する。
- 5 ○ 通関業務に関し、依頼者から受領した輸出申告に係る仕入書は、通関業者が保存しなければならない通関業務に関する書類に**該当しない**。

第18問 正解 3

- 1 × 通関士が通関業法31条1項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなったときは、当該通関士は、通関士の資格を喪失し、通関士でなくなる（業法32条1号）。
- 2 × 通関士が関税法の規定に違反する行為をして禁錮以上の刑に処せられたときは、当該通関士は、通関士の資格を喪失し、通関士でなくなるが、通関士試験の合格の決定は取り消されない（業法32条2号，基本通達32－1(4)）。
- 3 ○ 税関長は、不正の手段によって通関士試験の試験科目の免除を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができ、その禁止の処分を受けた者に対し、情状により2年以内の期間を定めて通関士試験を受けることができないものとすることができる（業法29条2項）。
- 4 × 偽りその他不正の手段により通関業法31条1項の確認を受けたことが判明した者は、通関士の資格を喪失し、通関士でなくなるが、当該確認を受けた通関業者のその他の通関業務の従事者として通関業務に従事することはできる。（業法32条4号，基本通達32－1(1)）。
- 5 × 通関士が懲戒処分として戒告処分を受けた場合には、通関士でなくなることはない（業法32条2号，6条8号）。懲戒処分として通関業務の従事禁止処分を受けたときは、通関士でなくなる。

第19問 正解 5

- 1 ○ 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その**業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる**（業法33条の2）。
- 2 ○ 財務大臣は、通関業者に対する**監督処分**をしようとするときは、**審査委員**の意見を、通関士に対する**懲戒処分**をしようとするときは、当該通関士がその業務に**従事する通関業者の意見**を、それぞれ聴かなければならない（業法37条1項）。
- 3 ○ 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関士に対し、その者が通関業務に従事することを停止し、又は禁止することができることとされている（業法35条1項）。この「**通関業務に従事することを停止し、又は禁止する**」とは、通関士として通関業務に従事することを停止し、又は禁止することのほか、**その他の通関業務の従業者として通関業務に従事することをも停止し、又は禁止すること**をいう（基本通達35-1(1)）。
- 4 ○ 財務大臣は、法人である通関業者の**通関士**につき、**関税法の規定に違反する行為があった場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるときは、その通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる**（業法34条1項2号）。
- 5 × 財務大臣は、**通関士が通関業法又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、1年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は2年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる**（35条1項）。

第20問 正解 3

- 1 ○ 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けた者は、**1年以上の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられることがある。（業法41条1項1号）。
- 2 ○ 通関業法19条の規定に違反して、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らした者は、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられることがある。
この罪は**告訴がなければ公訴を提起することができない**（親告罪）（41条1項3号、2項）。
- 3 × 通関業者でない者が、通関業者という名称を使用したときは、その使用した者が**30万円以下の罰金**に処せられることがある（44条3号）。しかし、この罪は**親告罪とはされていない**。
- 4 ○ 通関業者である法人の従業者が、その法人の業務に関し、通関業法17条の規定に違反してその通関業者の名義を他人に通関業のため使用させたときは、同法の規定に基づき、当該従業者が罰せられることがある**ほか、その法人に対しても罰金刑が科されることがある**（45条、44条1号）。
- 5 ○ 通関業者である法人の従業者が、その法人の業務に関し、通関業法38条1項の規定に基づく税関職員による通関業者の業務に関する帳簿書類の検査を妨げたときは、同法の規定に基づき、当該従業者が罰せられることがある**ほか、その法人に対しても罰金刑が科されることがある**（45条、43条2号）。